令和5年度第1回 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

令和5年4月24日(月)

埼玉県県民生活部人権 • 男女共同参画課

○田代委員長

まず、本日の議事として、次第の3「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料1~3に基づき、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)について説明した。

(資料1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画 (案) の概要

(資料2) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)

(資料3) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)の県民コメント結果報告(参考資料4) 今後のスケジュール(計画)

○田代委員長

それではただ今の事務局からの説明について、意見、質問等がありましたらお願いします。今日は 議論の最後になるということですので、ここでいろいろ議論できればと思います。よろしくお願いし ます。

○前園副委員長

県民コメントの結果をみて、Qを削れというのが結構多いと思いましたが、これはあくまでも LGBTQ は性的少数者、性的マイノリティという意味合いしかないので、それを別に特に Q がどうのというわけでなく、総称としてそれ以外に深い意味がないという理解でいいのですよね。

もう一つが、通し番号 33 ページ 資料 2 基本計画 (案) 基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくりとして、例えば市町村へのバックアップとしてパートナーシップ制度の情報提供や民間団体の情報提供があるが、埼玉県の場合は、多くの市町村がパートナーシップ制度をやっていて、県として情報提供したり、助言を行えるような情報があると思いますが、民間団体の情報提供に関しても、何か LGBTQ に関する情報を収集して、提供できるという理解でいいのですか。

○事務局

まず Q に関しては、前園委員のおっしゃっていたところでございますが、通し番号 9 ページ 資料 2 基本計画(案) 2 ページのところで、LGBTQ の定義を明記しているところです。 クエスチョニングに関しては、性のあり方を決めていない、決められないなどの人で、LGBTQ の言葉は当初からこの会議で説明しておりますが、性的マイノリティを表す総称ということで、LGBTQ を埼玉県としては使っておりますので、今回、県の考え方もそのような趣旨で回答させていただいたところです。

もう1点、パートナーシップ制度の話で、埼玉県は2年前からパートナーシップ制度をすでに導入している市町村とそうでない市町村も含めて、市町村が意見交換する会議を開催しております。その時は取組を進めている事例を市町村から紹介していただく形をとっております。昨年度は、ファミリーシップ制度を導入している市や広域連携を始めた市に事例を紹介していただきました。基本的にはそういったことを引き続きやっていくという部分とパートナーシップ制度の仕組みを作っていただくのも、もちろん大事なことだと思うのですけれども、それを使って行政サービスや民間サービスを実質的に当事者の方が当事者以外の方と同等の権利を受けられるように、自治体としてどこまでやっていけるかが重要かと思います。県では例えば県営住宅や県職員給与の手当や休暇などの見直しを全庁

見直しの中でも進めています。そういったことを市町村であれば、例えば市町村立住宅や病院も含めて展開できるように県として働きかけをして、市町村のパートナーシップ宣誓制度を意味あるものにしていただくために、我々としては情報提供や情報共有の場を作っていく必要があると思っております。

○白神委員

通し番号6ページ 資料1 基本計画(案)の概要の3ページ 数値目標②について、前回ここで 議論したことが形になり、とても嬉しく思います。指標の学校は県立学校ということでしょうか。

○事務局(人権教育課)

学校は、小中学校、特別支援学校すべて含めたという認識で、市町村立も含めてすべての学校が対象になっています。

○白神委員

特別支援学校も対象に入っていると。

○事務局(人権教育課)

はい。

○白神委員

もう1点教育関係で、研修すると書いてあるのですが、研修できる人もそんなに多くないと思うのです。学校の中でおそらく対応していくのが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭あたりかと思います。けれども、その辺を網羅的に研修していただくようなことがあるといいと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○事務局(人権教育課)

当然、学校の体制という意味で関係する教職員の研修は大変重要であるという認識ではあります。網羅的という意味では、年次研修、例えば初任者であるとか、ある年次において教職員が研修を受ける機会がございます。そうしたところで、当然人権課題のもちろん重要な部分という意味で、こうした研修を行うことになると思います。そうすると、おそらく人権という大きな枠組みの中で性の多様性についても触れており、何らか年次研修に当たった人から順番に研修を受けるような形になって、いわゆるその研修の中では、集まって行う研修の他に当然学校内で行う研修というのもございますので、そうした学校内での研修もここ数年でかなり進んでいるところもございます。そうした取組も含めながら、関係する教職員等の理解増進が図られるものと認識しております。

○田代委員長

私も関連して質問がありまして、100%という数値目標を立てて良かったと思っているのですが、理解進の対象は、生徒なのか教員なのか、どのようにお考えでしょうか。

○事務局(人権教育課)

教職員、生徒も含めて学校としての取組が進むという意味で特に意識して分けるわけではなく、学校全体としてそういう取組が進んで行くという認識でおります。

○新藤委員(代理)

先ほど前園委員からの質問もありました通し番号35ページ、資料2 基本計画(案) 1 安心して生活できる環境づくりの推進 ⑥市町村への支援で、先ほど「パートナーシップ制度の導 入などにおいて情報、必要な支援を行います。」という説明がありましたように、県で各自治体が集ま り情報共有する場などを設けていたり、年4回ほど県内の市町村に対してパートナーシップ制度の導 入状況などを照会し、その一覧表を県内自治体に発信して支援いただいているところですけれども、 実際、さいたま市では昨年11月にパートナーシップ制度の要綱を改正し、ファミリーシップ制度の導 入などいくつか改正を行ったところです。実際、その要綱改正に当たり、さいたま市が各市町村に直 接電話で情報などをいただいたり、有識者に意見を求めたりして要綱改正をしたという経緯がありま す。せっかく県でいろいろ情報を発信していただいたのでが、その情報がリアルタイムの最新の情報 ではないので、私たちも要綱改正をするに当たっては、正直参考になりませんでした。どうしてもそ の改正作業に取りかかった段階で随時最新の情報などが必要となったり、専門的な意見を求めたり、 必要となったりします。実際私の方にも県内の自治体から「さいたま市の状況や情報を教えてくださ い。」という問い合わせを幾つもいただいています。せっかくいろいろ埼玉県で情報まとめてくださっ ているのですけれど、なかなか有効活用できてないというところがありますので、今後もう少しこれ から自治体が制度導入だったり、改正するに当たって、市町村が互いに情報交換するというよりは、 例えば埼玉県に問い合わせをして、そういう様々な情報や専門的知見の助言などしてもらえたら個々 の市町村への支援が非常に意味あるものになると思ったので、そういうところは少し検討いただけた らと思います。

○事務局

県は年4回パートナーシップ制度等の照会をさせていただいて、ホームページでも紹介しています。市町村や県民の方に向けて状況が分かるようにやっているところではあるのですが、まさに今いただいたような制度改正の前段階というものは、我々が不十分なところです。実際運用している市町村が生の情報を持っていますので、それに対して我々がどういうことができるかは、御意見として承らせていただきます。

○渡辺委員

私、最近県内である市からある市に引っ越しをしました。その市でパートナーシップ制度の状況が違います。例としては、パートナーシップ制度があったところから、なかったところに引っ越すことは県内であると思いますが、そこを、サポートできるようなことをぜひ県で行っていただけると非常に県民としては助かるのではないかと思います。

○事務局

今我々の調査ですと、2月時点でパートナーシップ制度導入が41自治体ですが、新聞報道を見ると 54自治体という数字もお聞きしているところで、全63市町村で割合が増えてきたと思います。基本的 には市町村の判断でやっていただくところではあるのですが、我々としてはそういった状況を示しな がら市町村の方でまず、取り組んでいただくために何かできないかと考えております。また、連携についても、県内で進んでいるところではございます。こちらに関しても市町村への支援で、まずそれぞれの市町村のニーズを把握することで、今までは実態把握が中心でしたが、どんなところが必要か御意見をいただきながら考えてまいります。

○原委員

私の方からはいくつか意見があるのですけれども、最近、G7 広島サミットに向けてW7(Women7)という会合に出席して、女性と多様な性を持つ人々の提言でいろいろ取りまとめたときに、埼玉県の調査結果も御紹介させていただきました。よく分かりやすいということで、非常に好評で関心が集まりましたので、お礼をまず申し上げます。それから、その時のことも踏まえて、最近の動向も含めて、お話をしたいのですけれども、1つは教育現場での相談が結構今多くあります。これは埼玉県もそうですし埼玉県に限らず全国的にあります。この教育現場での相談がやはり解決できないことが結構あるのです。生徒からの相談で中学生が非常に多いのですが、親がしっかり生徒からその話を聞いてなかったり、先生の対応が上手くいっていなかったり、その地域ではなかなか解決しづらい相談があったり、そういう時に県で何かしら対応ができないものかということがあります。苦情の処理ではないですけれど、学校教育の現場の中で教育委員会なども対応できてないときに、県のスタンスや県からの指導というようなことが必要なことも結構あるので、その点をどのように盛り込んでいけるかどうかということが1つ御相談です。

2つ目はその国際会議内で、身体的な性の特徴も非常に大きな課題になりまして、その中の1つに転向療法、コンバージョン・セラピーという問題が上がってきています。これは今世界的にどうすれば治せるだとか、子供の時から治療を受けなさいみたいな論調が結構ありまして、これは決して日本でも無関係ではなく、転向療法を進めていることも実際あります。理解増進といったときに、「LGBTQを尊重した、正しい理解」という文言を入れないと、実は講義内容が差別的である実例もあり、注意しないといけない。

まずはその2つで、もう1つ後にまた意見を出したいと思うのですけれども、まずはその2つを御 議論いただければと思います。

○田代委員長

ありがとうございます。学校が十分に対応できないときの県の対応というか支援とか指導とかありましたけれど、そういうことは、計画のどこでサポートできるのかとか網羅できるのかと関わると思いますが、いかがですかね。

○事務局(人権教育課)

県の教育委員会といたしましては、当然市町村の教育委員会との関係の中で、情報共有や理解増進のための取組を連携して進めております。県の教育委員会でも渡辺委員にも御協力をいただきまして、対応ハンドブックを作成したりとか、そうしたノウハウをいろいろ身につけているところもございますので、市町村教育委員会との関係の中で、そのような相談があれば、そうしたノウハウも含めて相談を受けることは当然行っていく必要があるという認識はあります。

○田代委員長

私の理解は違うかもしれないけれども、県教育委員会とかも対応できない時に県としてどうするのかという質問だったと理解したのですけれど、原委員。

○原委員

そうですね。子供の相談もありますし、親からの相談もありますし、本来だったら先生の方、教育 関係者の方からも相談があるといいのですけれども、こういった時に、きちんと方針をもう1回確認 して、学校全体のことでしっかり対応してもらうには県の指導みたいなものが大事かなと。

○田代委員長

なので、教育委員会が御努力されることはそれでいいのかと思うのですが、教育委員会も様々なことがあるので、さらにそれを相談できたりとかそこで解決しなかったことをどのようにするかは県の 方に問われている質問なのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○事務局(人権教育課)

まず学校現場の一人一人の教職員がこうした課題に対してしっかりと対応できるように理解を進めていくのが、当然必要になってくるという中で、個別の事情になりますと、特に保護者が関係した時に学校の教職員だけでは対応が難しい事例は、想定できるところがございます。小中学校であれば、まずは管轄している市町村教育委員会が関係している。県立学校であれば県教育委員会、また市町村教育委員会も県教育委員会の方に御相談いただければ、できる範囲で一緒に解決について考えていくというのはもちろんございます。

○田代委員長

そうした中でそれで対応できない場合はなかなか難しいところもあると思います。なので、県の方に方針をお伺いするのがいいのかなと。

○事務局

最初に原委員から質問のあった関係ですが、前回の推進会議で松岡委員から御意見をいただいたところで我々としてできる可能性として、通し番号 32 ページ 資料 2 基本計画(案) 25 ページ、基本方針 II 推進項目④で、「苦情処理の在り方の検討」を前回の御意見を踏まえて、まとめさせていただきました。御意見は設置までいただいたと思うのですが、こちら自体が何を基準に何を対象にできるかを条例で規定されていませんので、先日、豊島区の事例を委員から御紹介いただきましたが豊島区は条例の中で明確に明示されて男女共同参画推進条例の中で入っているようにお聞きしているところです。我々の方では根拠とするものもない中で、原委員がおっしゃったような事案に対して、そもそも個別の案件として受けられるかも含めて、まだまだ議論の余地はあるかなと思っているところでございますので、現時点ではこういった形で計画の中では盛り込ませていただいたところです。なので、今の課題のお答えになるか分からないのですが、「にじいろ県民相談」という形で専門の相談窓口をやらせていただいています。ただそこでも解決しない話だった時に、救済措置が何かできるかできないかというのは議論の途上ということで御容赦いただければと思います。

2点目の理解増進のその言葉自体を捉えて、捉え方が変わってしまうのではないかという、御懸念み

たいな部分だと思うのですが、この条例に基づいて、目的なり定義を明確に性の多様性の方向性を示していると理解しています。条例に基づいた性の多様性を尊重した社会づくりで、計画の目標の中でも、基本理念の第3条を使って計画自体も多様性を尊重した社会づくりを計画の目標として定めています。すべての人があらゆる場において性の多様性を尊重され安心して生活できる社会の実現という形で、この条例の基本理念に則った形で計画を定めております。そのあとに出てくる理解増進という言葉は、そこの土台に沿った考えという形で、県としては示ししているつもりなのですが、ただ、原委員の御懸念のように何か補足する具体的な何か方策や御意見が委員の皆様からあれば検討してみたいと思います。計画の中に該当する言葉を多く掲載しているので、その御説明のありようも含めて、御議論いただきたいと思います。県としてはそういった形でこの計画自体にその言葉を使わせていただいていると認識しているところです。

○原委員

苦情処理の手順など具体的にできる効果が書かれることがまず大事だと思います。それから、その枠組み自体はそこでいい。ですので、理解増進に関しては大前提がその性の多様性を尊重した社会づくりということを大前提にするのは本当に大事だと言葉で補足できれば、しておいた方がいいのではないかと思います。

例えば性感染防止教育が学校で行われていますけれど、実際に同性愛者は駄目であるみたいなことを実際に言いながら教育をしているのも確認できていますので、否定的なことを言いながら話を進めていることも実際あるので、やはりそれぞれの性を尊重した教育、理解増進が非常に大事です。

もう1つ補足したいのは、さっき言った転向療法は国際的には拷問に匹敵するものなのだ、という評価を受けているものです。ですから本当にこれは非常にひどい行いでして、本当にこういった認識がまだまだなくて、多様性理解、バリエーションぐらいに思われている節があり、やはりここはしっかりしておかないと何がこれから起きるか本当にわからないので、お話をしたわけです。

○田代委員長

確かに性の多様性に関する理解増進は最初のLGBTQをどのように定義することと関わって、何となく他者化するつまり、マイノリティを理解するみたいに読み取れるところがあるのでそれは実はそうではなくて、性の多様性を尊重することの理解増進だということを繰り返し明確に表していくのが必要なのかなと原委員の意見を聞いて私も感じました。

1時間経過したら休憩をとるようにしていますので、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

○田代委員長

それでは会議を再開させていただきます。 引き続き皆様の方から御意見ありましたらお願いいた します。原委員は3つ目の意見があるようなことおっしゃっていたと思います。

○原委員

3つ目は女性のスペースを守るというパブリックコメントの意見についての補足コメントで、やはり 法律を飛び越えるようなことはできないことは分かりますけれども、もう1つの問題としては人権保 障で論点をすり替えているポイントがあるのです。これは非常によく行われることで、どこで一番行われるかというと精神障害を持っている人や外国籍の人で一番よく起きる問題なのですけれど、これと全く同じことがトランスジェンダーの人権を保障しようということになると出てくる。本当に由々しきことだと思っておりますので意見を伝えさせていただきます。

○前園副委員長

通し番号 34ページ 資料 2 基本計画(案) 27ページ 基本方針Ⅲ 1 安心して生活できる環境づくりの推進 ③学校における性の多様性への配慮で、埼玉県で男女別学がある中で、例えば、18歳まで戸籍変更できないので、戸籍が変更できない時に戸籍とは違う学力に応じた別学に行きたい時はどうなるのか。男女別は学校がそうしているだけで、法律に基づくわけではないでしょうから、男女別の学校で対応可能かどうか、この計画からは離れるのですが、どうなるのですかね。

○田代委員長

とても重要なので、そういう問題の考えは私も聞きたいです。

○遠藤委員

私は普段 LGBTQ の若者支援をやっていますが、抽象的な議論自体が実際の状況とかけ離れており、例えば小学校、中学校でも移行先の性別で生活している生徒もいれば、これから変わっていく生徒もいれば本当に状況が違うので、何か一律に、今回作っているのが基本計画なので、あくまで本当に合理的配慮は一律にいえるものではないので、それを基準に議論いただければと思います。

○田代委員長

もちろん個別的な問題もあります。

○前園副委員長

埼玉県では数少ない男女別学高校があるところで、別のところで議論があったりするので、なかなか計画に盛り込んでくれとかそういうようなものではないですが、どう考えているのですか。

○田代委員長

私もそういう研究も関わっているので、埼玉県に男女別学があることと性の多様性に関する条例や 基本計画の中の話がありましたが。

○前園副委員長

議事録として問題になるかもしれません、みたいな意見もあったぐらいで残していただければ。なかなか埼玉は男女別学が根強いので、そういう意見があるぐらいです。

○田代委員長

OBOG が積極的である。

○遠藤委員

男女別学自体は悪いことではなく、それぞれ歴史的な経緯があって、それなりにその学校を選ぶ生徒側とか保護者の理由があるので、この条例が一律共学でなくてはいけないとかそういうことを示している訳ではないですし、そこに進学する制度や児童の状況も様々なので、何か LGBTQ の権利やトランスジェンダーの権利を推進することが、男子校や女子校が違反するのではみたいな御意見がありますけれど、そういうことではないことをお話したいなと思いました。

○田代委員長

性の多様性ばかりでなくジェンダー平等とも関わるので、そういったときに、公立学校が男女別学でやることは問題になりますし、選択の自由に関わるので、やはり性の多様性の中にはジェンダー平等も当然入っている内容ですから、そういうところで議論する必要があるのではないかと私は個人的には思います。

○原委員

今の補足で実際、工業高校とかは以前は男子しか入っていなかったところで今女子も入っています。比率は男子の方が多く、女子は少ないですけれど入っていますし、結局就学率のことでエリートということで伝統を守りたいということで私は理解しています。ですからその辺のバリアはそういう意味で考えていかなきゃいけない。

○田代委員長

ナンバー校が残ってそれ以外は共学化したという戦後の歴史があるのですね。

○白神委員

通し番号 28 ページ 資料 2 基本計画(案)の基本方針 I 1 の④性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施で、県民コメントにも出ていたと思うのですけれども、基本的な状況でマイノリティの方、つまり女性の多様性もあるし、例えば障害や生活困窮である場合に、なかなかこういう情報に行き着かなかったりするような状況があると聞いています。例えば、聴覚障害の方であれば手話でないと、情報がなかなか取得しにくいけれども、そういった情報がなかなか少ないということで、先ほど特別支援学校が教育の範疇に入るところで若い方はある程度、これから整っていくと思うのですけれど、その他の例えば様々な情報が必要な方、外国籍の方とかも含めた情報発信をどのように行っていくのかを 1 点目でお伺いしたいです。

もう1つが、どうしても若者向けの施策がメインになってきて、さっき調査の中でも高校時代にすごく差別的経験のパーセンテージが上がっているので、今年度の予算の資料だと思うのですけれど、オンラインサロン・相談会が高校生向けに限定されているところで、1つは中高年の方たちがこれを見たときに、疎外感までいかないですけれども若い人向けのイメージを抱くことを懸念したことと、もう1つは先ほど原委員のお話で、中学生の相談が結構多いというところで、調査結果には出ていないのですけれども、おそらく中学生は高校選択のところで結構悩むと思うので、県の実際の事業として、高校生だけでなく、もう少し間口を広げ、例えば中学3年生とかも対象となることがあってもいいのかなと思いました。なので、情報発信のところとあと年代別の支援のところで2点教えていただければと思います。

○事務局

まず情報発信については、いろいろなことを意識していかないといけないと思っております。障害者の方に関しては、それですべてには全くならないですけれども、県民対象のオンラインの研修動画を講座は音声の情報だけじゃなくて、テキストも合わせてお示しするような方法で行っております。ただ、外国籍の方へやさしい日本語も含めて言葉で発信するとか、そこまで至っていないところではあります。どんな情報を必要として、どんなことを発信したらいいのかを整理する必要があると思います。

もちろんすべての方も同じようにやるのが、目指すべきところだとは思うのですが優先順位の中で、例えば県民相談も日本語ではないと相談が対応できてないところもあったりするので、例えば外国の方の相談を受けているところの方にもこの問題を理解していただくような研修を今年度行います。今後の施策をやっていく上で参考とさせていただきます。

もう1点が中高年の方への対応ですが、にじいろ県民相談を昨年8月から電話とLINEで実施していますが、LINEの相談の方が多く、また、若い世代からの相談を受けることが多い傾向です。とはいえ中高年の方も当然いらっしゃることではありますので、若い方がまず一番悩まれるということもお聞きしているので、そこからまず着手させていただいたところではあります。今後それぞれの年代などに対しても課題感があるのは、情報収集させていただいているところですので、具体的に県としてサポートをできるかは今後検討していくお話になるかと思います。この計画の中にそれを入れるか入れないかも含めて、他の委員の皆様の御意見を伺いたいと思っております。

○事務局(人権教育課)

学年が上がっていくに従って事例があるという調査結果はあるわけですけれども、そういう意味でまずは高校に、予算に関してはまた後ほど説明する時間はあるのですが、今年度予算の中で外部専門家を派遣するなど実施します。

新規の相談事業は、県立学校で実施する予定でございます。中学校は県教育委員会として、市町村の教育委員会との関係の中で考えなくてはいけないわけですが、会議や研修の機会を通じて、対応やノウハウについて、指導資料や対応資料も含めて共有し、ともに取り組んでいるところではございます。

県の取組やノウハウを市町村教育委員会に伝えていく中で、市町村教育委員会の方も県の取組を踏まえて独自の取組を進めていったりしているところもあるかと思いますので、県教育委員会としては市町村の教育委員会と連携して、取組が進むような形でやっていきたいという認識でおります。

○白神委員

具体的に通し番号 82 ページで高校生を対象としているのは、学校をベースとしたオンラインサロンなので、そういう枠組みになっているのか。

○事務局(人権教育課)

現状、事業としてはそのようになっています。

○田代委員長

県の方針として若者に寄っていることが分かりました。

○渡辺委員

前半部分でお伺いしたことと重なるのですが、通し番号 35 ページ 資料 2 基本計画(案)の基本 方針Ⅲ 1 安心して生活できる環境づくりの推進 ⑥市町村への支援で、「市町村がいわゆるパートナーシップ制度の導入など性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施できるようにし、市町村間での連携ができるように、情報提供、助言その他必要な支援を行います。」というような文言を入れることはできないでしょうか。通し番号 37 ページ、資料 2 計画の推進体制の 2 番のところで市町村への支援と連携というのはあるのですが、これは連携して話し合っていくという体制のことだと思うのですけれども、そのシステム、制度自体はもう市町村間でもっと繋がりを持ってもちろん制度がないところもあるので、そこのサポートができるぐらい県が連携を作っていくことをここに盛り込むことはできないでしょうか。

○田代委員長

すごく重要な意見で、市町村の連携ネットワークを作ることで積極的に働きかけるような御意見ですが。

○事務局

今、渡辺委員からいただいた御意見について、先ほど市町村支援の話を担当の方からもしましたが、課題を共有する場を県としては作っていきたいと考えておりますが、あくまで県が市町村に働きかけるというものでございますので、今の段階でパートナーシップ制度は特に市町村が要綱で作っているものです。それについて県が強制的な枠組みをつくることはできませんけれども、そういったお互いのサービスについて、どこに行っても受けられるような形ができるように働きかけをしていきたいと思っておりますので、市町村のニーズを聞きながら、県の方としても今後考えていきたいと思っております。

○田代委員長

市町村をつなげるような、そういう働きかけをしていくことを、文言として入れられないかという 御提案だったと思います。

○事務局

そういう場をまず作っていきたいと思っていますが、今の段階で計画に盛り込めるかどうかは検討 させていただきたいと思います。

○渡辺委員

ぜひ前向きに検討していただきたいですし、県は、各市町村のシステムの上にかぶるようなものは 作れないという仕組みは私も専門ではないのですが。

○事務局

結局、法律で定められている訳ではないから、あくまで県の方は生計を共にした LGBTQ の方等の権利や身分に関する見直しをしていることを市町村にも同じようなことをできないか働きかけはできる

わけですが、それは当然、やれとは言えないわけです。ですから県として、連携を一律にする仕組みを作ろうとしても、それは市町村の判断になってきます。

○田代委員長

1つは市町村の横の繋がりをサポートする。だからそういう場を作っていくということを盛り込めないかという御提案だと思います。

○渡辺委員

そこはそのあとの連携にすでに書いてあるので、そういうものを作ってくださるのは大前提で、できれば私としては、もっとシステムとして連携できるものを作っていくことを盛り込めないかというところですが。

○事務局

そこについては、趣旨は分かっておりますので、盛り込めるかは検討させていただければと思っておりますが、情報共有の場を作るということと同じ趣旨であると思います。

○渡辺委員

ぜひ何か今のところに連携という文言が入るといろいろできることも増えてくるのかなという考えでした。

○石崎委員

先ほど情報発信について、話が出ましたが、例えばこの計画ができたら、県の男女共同参画推進センター (With You さいたま) も、計画の内容を踏まえて、男女共同参画の基本計画だけではなく、こちらの計画内容とも何らかの形で連携したり関わったり、情報提供、発信などしたり、どのようにWith You さいたまは関わってくるのでしょうか。

○事務局

With You さいたまの方では、性の多様性に関する講演をしたり、にじいろ県民相談をやる前から今の相談の中で、性の多様性に関する相談も受けさせていただいておりますので、そういう意味で連携してやっていけることを考えていきたいです。

○石崎委員

今までやってきたことに加えて、改めてこの計画もできたということで、新たな取組や事業などが 出てくる。そのようなことも可能性として考えていただきたいと思います。

○事務局

既にもう今やっていますし、こういう流れの中で、考えていきたいと思っております。先ほどの話ですとやはり情報発信の仕方、特に男女共同参画でやっているようなことが参考になると考えています。男女共同参画の視点から若者や中高生、障害のある方、外国籍のある方に関する情報発信はもうすでに実施していますので、そういう意味で、性の多様性の部分も連携してやっていければと考えて

おります。

○石崎委員

例えば学校は、高校生や大学生が対象ですが、男女共同参画センターだったら、もう少し年齢層が上だったり、地域で生活している人たちとも繋つながっていくことはできるのかなと思いましたので質問させていただきましたが、事務局にご説明いただいたとおりだと思います。ありがとうございます。

○栗田委員

ずっと聞いていて、企業から見ると大分先だなと思いました。男女共同参画は県が言い出して 30 年かかっています。35 年ぐらい前に初めて男女共同参画の言葉を聞いて、今、活動し始めて大体 30 年たったかなと思って聞いていました。

当社の場合、更衣室で着替えるという行為があります。男女別のトイレもあります。喫煙に関しては結構早くて10年ぐらいで喫煙室が設けられて、分煙が進んで10年ちょっとです。今回は結構かかりそうだと思って聞いていました。

まずは学校から理解が深まっていくと思います。確かに私の世代はそういう教育を受けてなくて、 多分同世代の人で、マイノリティの方々は自分がもしかしたら異常だという判断で終わっている方も いるのでしょう。その中でどう取り組んでいくのかが第一歩だろうと思って、私は聞いていて、男女 共同参画よりも大変そうだというイメージです。

それと先ほど外国人の話がありましたが、一律に外国人と言うべきでないと思っていて、実際、宗教上の大きな違いがあります。男女差別の強い国もある中で、一括りに外国人という言い方は私はやめた方がいいだろうと思います。フィリピンの人とインドの人では全く違うところがあって、一つで括るのは怖い冒険的なことをおっしゃっていると感じています。日本は宗教に対して大変ゆるい国だと理解していて、うちにいる人たちにも宗教を信仰している外国の人もいるので、多分この話をすると全く通じない。もう男尊女卑で、未だに女性が入れないところがいっぱいある国で育った人たちもいるので、私はこの場に出させていただいて、今聞きながら30年先だろうなというイメージで伺って、ただ進まないわけにはいかないというのも事実で、他県に比べて埼玉県が県全体で進んでいくことはいいことでしょう。ただ、何らか産業部門に対してもそれなりの手を差し伸べてもらわないと、労働組合と一緒に進んだときに、企業が受け入れるかというと、なかなか労働組合が受け入れるよりも産業部門が受け入れるのは大変だろうと思います。

確かに学校教育がスタートするとそのうち今の中学生が社会人になったときに進む可能性があると 思って、男女共同参画は今30年前に当社にいる管理職と比べて、本当に男性も女性もなくなってきて いる。それは先生の方もよく御存知だと思うのです。

今やっていく中で、私から見て言葉遊びになるかもしれないですが、苦情という言葉は消した方がいいと思っています。私の今年、社内で苦情という言葉を全部消しました。お申し出という言葉にして取り組む姿勢を示しましょう、としました。苦情というと嫌なことを言われたとなるので、確かに御意見なり、お申し出いただいて不快な思いをした人がいるのだから、それに対して進みましょうと社内で話し合って、言葉の違いで、従業員の向き合い方が変わったと思っています。本当に真面目に、いろんな御意見いただいたものに対して、解決しようという姿が出てきているので、その苦情、クレームという言い方はすごい抵抗で、自分たちが正しいのだという言い方で取り組んでいたものに

対して、お申し出という社内用語を変えただけで、本当にみんなが真剣にどうしたらいいのだろうと考えてくれている。全部ではないです。でも、言葉の違いで大きな進み方があるので。苦情なんて言われると考えちゃう。苦情に対するお申し出と書いたりしているので、思い切って苦情の文言は消して、みんなで取り組みましょうというのもいいのかなと。

○松岡委員

苦情処理の件は私がアイディアとして出しているので1点お伝えしたく、私も今お話いただいた点は共感をしていて、私は苦情処理の仕組みはもうすでに様々な自治体で採用されている仕組みなので、そういった仕組みで何らか申し出があって実際に被害を受けた人が、県や自治体に対して申し入れができて、適切な対処をされるという仕組みが欲しいということで、言葉は工夫があっていいと思うのですけれど、削除は避けて欲しいなと思っています。苦情という言葉が何か言い出しづらいとか、受け取る側も難しい部分があるのはすごく理解できるので、言葉を変えることは、私は全く問題ないと思うのですが、全体の削除は避けてもらえるといいなと思います。

○栗田委員

削除ではないです。取り組む姿勢だけの問題です。

○原委員

今のお話聞いて、苦情を申し立てることはすごく遠慮してしまって、そういう意味で、やはりバリアを除くっていう意味で、言葉は非常に大事だと思います。本当に現場からの大切なお話だと思います。

私が気になったところで、生活のところで、いろいろ文言を足していただいた通し番号 33 ページ 資料 2 基本計画(案) 基本方針Ⅲ ①生計を共にする LGBTQ の権利や身分に関する制度や手続き の見直しです。ここの言葉を考えたのですけれども、LGBTQ の人と生計を共にする人というと、生計を ともにする LGBTQ のカップルを思うのですけれども、実は生活の中では、どっちかの親と一緒に暮らしたり子供がいたり、どっちかの実子だったりとかするので、何かこの書き方だと、ファミリーを視野に入れれば、きっといいのでしょうけれど LGBTQ と生計をともにする人たちも、結構いろんな壁に ぶち当たるのです。家族の問題なので、「LGBTQ とその家族の権利」にしてもいいかなと考えました。

○田代委員長

まずこれを入れ替えると、「LGBTQ と生計を共にする家族」とすると対象が変わります。でも何となく「生計を共にする LGBTQ の権利」でどのように考えたらいいでしょうか。

○白神委員

よく「障害のある方とその御家族」と書いたりしますけれど、「LGBTQ の方と家族」とすると難しいですよね。LGBTQ の方と何とするのか。

○原委員

結局その親族関係はどこもついて回るのです。一緒に暮らしているときに、介護や子育てとか、そ ういう時に引っかかるのは女性のカップルが多いです。でも、トランスジェンダーのカップルの問題 にもなりますし、ゲイのカップルでも、介護していたりするといろいろな手続きがパートナーの問題があるので、そこを包摂するような言葉遣いを入れたらいいと思います。

○白神委員

そうするとイメージ的には LGBTQ の方がいて、そのパートナーの双方の家族がいるというようなイメージなのでしょうか。

○原委員

そこを視野に書いた方が、のちのちいいかなと思います。

○事務局

こちらの方は今様々なお話があったのですけれども、もともとパートナーシップの届け出の有無に関わらずというところで、カップルの方を対象に見直しをしています。事実婚を対象にしていることを同性パートナーの方も同じように対象にしていく見直しをしています。結果としてその制度の中で、お子さんがいる場合には、制度の中で、実際にそこまで手当されている場合もあるかもしれませんが、あくまで、カップルを前提としているということで御理解いただければと思います。

○田代委員長

最初の変更の時にそういう御説明でしたね。

○白神委員

LGBTQの方と、そのパートナーをとりあえず事実婚と同じような状態で扱えば、おのずとその子供とか親の介護とかという話はそこについてくるので、ここではパートナーのことだけ言えば良いっていうような理解でいいのですか。

○事務局

まだ、法制度が固まってないので、まずそこで実態的な措置をするためには、婚姻制度でまだ認められてない同性パートナーの方をやっていくところで、制度によっては、もしかしたらお子さんまで広がる可能性もあるかもしれませんが、個別に見ていかないといけないが、ここで言っているのはカップルというところで御理解いただければと思います。

○田代委員長

一応ここは制度や手続きの見直しの部分なので、今おっしゃっていただいたようなことも含めて、 さらにその家族ということも含めて、視野に入れてくみたいにしてくしかないのかなと感じはします けれど。

○原委員

当然、これ始まるとそういうことが続々と出てくると思うので、そのことをお伝えしたくて、カップルの問題は、家族が必ず出てきます。相談もいろいろ出てくると思います。

○田代委員長

先ほどの栗田委員から御提案のあった苦情の文言も検討していただければと思います。あと 2、30 年とおっしゃっているけれど働いている外国の方が日本にせっかく来て、またそこから社会が変わっていくこともあるのかなと私は思ったりします。

○田代委員長

そろそろ一旦ここで議論をまとめたいと思いますので、何か言い残したこととかありましたらお願いします。

○栗田委員

今のところをもし県の方で検討していただけるのであれば、もともと法律がないところを今埼玉県が取り組んでいらっしゃるので、生計を一緒にしているそのLGBTQの人に対応できる可能性も出てくるのであれば、せめてここだけでも、守るべき文書が残せるのであれば残してあげたいなと感じるのです。今何もない状態で何か起きたら、多分何の関係もないですよと言われて、多分終わってしまう。今のところで、弁護士に相談しても何も事例がないと、こんなの無理だと言われるので、何か役に立つか生計が一緒に取っているから、例えば、その扶養家族として医療費などがその相手の人に生計を一緒にしているのだから彼が医療費も当たり前に考慮されますよというような可能性があるのであれば、何か残してあげたいなという気がするのです。

○事務局

本日いろいろと御意見を承りまして本当にありがとうございました。

先生方からいろんな御意見をいただきまして、本当にそれぞれの立場、考えの中で、それぞれから重要な御意見を承り、県としましても今後の施策展開に十分生かしていきたいと思っています。おっしゃる通り、この計画を作ったからといって全部がカバーできるわけではないと思っております。今いただいた御意見を仮に入れたとしてもカバーしきれない部分があったり、もしくは限定的になってしまうこともあると思います。ただ、これで完成、終わりではなくて、先ほどお話ありましたけれども、まずスタートでございます。計画期間は3年間で少なくとも3年後にはまた見直しをさせていただきますし、その後に大きな動きがあれば、先生方にも相談しながら、盛り込んでいきたいと思っております。正直なところ今のところは、何か起きたときでも受け止められるような基本方針を決めさせていただいて、施策につきましては、今検討して確実に取り組めるものを入れさせていただきたいと考えております。

今日いただいた御意見については、反映できるところは反映させていただいて、御議論があるところにつきましては、大変申し訳ないのですが少し宿題として預からせていただき、随時、意見交換をさせていただきながら、場合によっては必要な見直しをかけていきたいと考えております。先ほど苦情いう言葉についても非常に大切な御意見だと思いました。これも変えられるところは変えさせていただきますが、条例などで書いてあるところについては、これは動かしようのないということもございますので、そういう言葉の定義や使い方につきましては、私どもも慎重に模索をしているところでございますので、そこは御容赦いただければと思います。

まずは、計画を作り上げていくことが一番で、最大公約数のところを取らせていただければと考え

ておりますので、よろしくお願いいたします。また今日の御意見いただいてで、変えるところができましたら御報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田代委員長

第一次基本計画をひとまず策定するということで、今回の先ほど申しましたけれど今回本日が最後となります。つきましては皆様の御意見を踏まえた文言の修正とかをしていただけると思うのですけれども、それについては一応形式的ですけれど、私委員長の方に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○田代委員長

もしも何かありましたら事務局の方に皆様からも御連絡いただければと思います。それではそのように進めさせていただきたいと思います。

次に最後に「4 その他」について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

参考資料に基づき、令和5年度予算等について説明した。

「(参考資料2) 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針

(参考資料3) 令和5年度予算

し(参考資料4) 今後のスケジュール

○田代委員長

それでは今事務局から説明があった内容について、質問等ありましたらお願いします。

○栗田委員

通し82ページ 参考資料3 LGBTQへの支援の事業概要の1 (1)外部専門機関と連携した学校相談体制の充実が、30回分では金額が少なくありませんか。逆に心配しますけれど、どんな講師の人にお願いするのですか。

○事務局(人権教育課)

現在、企業との契約選定の準備をしている段階で、具体的なことは言いにくいところはありますが、この金額で受けていただくというところを設定していることです。

○田代委員長

県立学校は、基本的には高校ですが、特別支援学校も含めて 30 回はどういう考え方かを説明していただけると少しは何か和らぐかなと思います。

○事務局(人権教育課)

昨年度、この事業を始める前に具体的に学校から県教育委員会の当課の方に、事例として相談があったのが 18 回ございました。

こういう実績も踏まえまして、30回ぐらいは予算としては確保したいなというところで30回と設定しています。場合によっては複数回相談があるかもしれませんが、予算としては、複数回も含めて30回で対応していく組み立てになっています。

○栗田委員

1回10万円もないわけですよね。交通費と消費税込みの金額ですよね。逆に不安になってしまったのだけれど。

○遠藤委員

通し82ページ 参考資料3 LGBTQへの支援で2つ質問がありまして、1つ目は入札の形になるのか、クオリティがきちんと担保されるかということ。あと2つ目は、オンラインサロンで自宅から高校生がネットにつなぐのは家族にカミングアウトしていない場合は参加が困難になるので、リアルの居場所事業の方が良いのではないかと思うのですけれど、その辺はいかがでしょうか。

○事務局(人権教育課)

入札の関係のお尋ねかと思いますけれども、価格競争入札ではなくて、企画提案型ということで事業に応募した団体等からプレゼンテーションしていただき、内容を見ながら決めていくというようなやり方で、今まさに募集しているところでございます。

もう一つカミングアウトの関係で自宅から参加しにくいということがあったのですけれども、オンラインサロンについては、匿名性にかなり気を配ってやっているところがございます。実際、Zoomを活用していくわけですけれども、基本的には音声も、画像もなしで、チャット、文字のやりとりを基本としております。周りを気にせずに自由に発言できるような環境に配慮しているところはございます。今回3回実施していく中で、チャットで基本的には参加していくのですが、3回目には音声で参加してくれた方も、いらっしゃいまして、本人の周りの様子や状況も踏まえて、参加しやすいような形を考えているところでございます。

○遠藤委員

結構、経済状況とかにもよるのですけれど、自分のデバイスを持っていない場合やあったとしても 参加ができないと思うので、ちょっとその辺、来年度以降、オンラインで最初始まった事業だと思う のですけれども、状況は変わってきていると思うので、その辺も御検討いただけたらと思います。

○事務局(人権教育課)

貴重な御意見ありがとうございます。

○田代委員長

他にいかがでしょうか。以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。

最後となりますがこの他、何かありますでしょうか。よろしいですか。

大変皆様の御協力によって円滑にたくさんの御意見を言っていただきまして本当にありがとうござい

ました。それでは進行事務局の方にお戻ししたいと思います。